

加盟団体会長 各位

(公財) 足立区体育協会
会長 渡邊 義和

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症への対応について (通知)

平素より、当協会事業へのご理解・ご協力および足立区のスポーツ振興へのご尽力を賜り誠にありがとうございます。

1月7日に政府により発出された緊急事態宣言が3月21日に解除されたことを受け、2足体協発第463号(別紙)で加盟団体の皆様に要請した対応を、3月22日から4月25日まで下記のとおり変更させていただきます。

については、加盟団体の会員の皆様にご周知いただきますようお願い申し上げます。

緊急事態宣言は解除され、施設の利用時間や小・中学生の活動自粛についても緩和されますが、メディアでの報道にもあるように変異株の流行も懸念されております。加盟団体の皆様におかれましては引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。

記

- 1 午後8時までの利用自粛の要請は解除する。
- 2 会議室の利用定員数1/2を解除する。
- 3 イベントを開催する場合、改めて新型コロナウイルス感染防止対策を徹底すること
- 4 イベント前後の会食等は個人的なグループによるものを含めて自粛すること
- 5 小・中学生の活動自粛を解除する。

※1、2ともにスポーツ施設の貸出の詳細については区のホームページをご確認ください

・新型コロナウイルス感染拡大に伴うスポーツ施設の貸出について

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sports/kashidashi.html>

・足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン 第7版

https://www.city.adachi.tokyo.jp/documents/46853/guideline_7.pdf

以上

【問い合わせ】

足立区体育協会事務局 電話03-3880-5916